

令和4年8月23日

保護者・ご家族の皆様

大崎市教育委員会

大崎市立学校・幼稚園における今後の教育活動及び
新型コロナウイルス感染症対応について（お願い）

保護者・ご家族の皆様におかれましては、日頃から学校教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、夏休みが明け、学校がいよいよスタートしたところですが、今後も学びと適切な感染症予防対策との両立を図るための確認事項を、下記のとおりまとめましたので、ご承知の上、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活について

- (1) 学校等の対応としては、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（大崎市版）に基づいて、教育活動（部活動を含む）を進め、児童生徒等の出席等の要件については、「レベル2」の対応とします。
- (2) 各種学校行事については、適切な感染防止に努めながら実施することを原則に、ねらいを確認し、持ち方を工夫していきます。
- (3) 「効果的な換気」「マスクの着用（不織布が望ましい）」「手洗い」等の手指の衛生など、改めて基本的な感染対策を徹底します。なお、マスク着用については、熱中症などに十分注意しながら着用させます

2 臨時休業期間について

(1) 学級・学年閉鎖，学校全体の臨時休業

学級・学年内あるいは学校全体で感染が広がっていると認められる場合、該当学級の学級閉鎖（学級の児童全員の出席停止）あるいは該当学年又は学校全体の臨時休業を実施します。この場合の閉鎖期間は1日から3日程度（土日・休日を含む）を目安として判断します。ただし、状況により期間を短縮あるいは延長する場合があります。

*上記の判断に当たっては、スクールバスや放課後児童クラブ等での過ごし方も加味いたします。

- (2) 行動履歴や他との接触状況等から、保健所等がそれ以上の臨時休業措置の必要なしと判断した場合は、判断のあった翌日以降、学校等を再開します。
- (3) 学校等を再開した場合でも、行動履歴や他との接触状況から引き続き、学年・学級閉鎖の措置をとることがあります。

3 出席等について

- (1) 日常、ご家庭における健康観察を確実にお願いします。
- (2) 児童生徒等は以下の場合、登園・登校しないようにしてください。欠席としては扱わず、「出席停止」（欠席扱いとはならない日）とします。
 - 1) 児童生徒等や同居者（家族等）に発熱等の風邪症状が見られる場合

- ・児童生徒等のみならず，同居する家族の方々の健康観察の協力をお願いします。
- 2) 当該児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- ・待機期間は5日間となります（従来は7日間）。ただし，健康観察は継続して行ってください。
 - ・待機期間については，外出自粛への協力をお願いします。また，発症した場合は，病院の受診をお願いします。
 - ・特別な教育活動（修学旅行や卒業式等，中体連行事への参加，学校を代表しての取組）への参加については，学校にご相談ください。
- 3) 同居者（家族等）が濃厚接触者に特定された場合
- ・特定された方が，PCR検査や抗原検査で陰性が確認されるまでの間は，児童生徒等の登校（園）を控えることにご協力ください。
- (2) 感染への不安や基礎疾患等，欠席の理由に合理性があると校長（園長）が判断した場合は「校長が出席しなくてよいと認めた日」となり，欠席扱いにはなりません。その後の対応を含めて，学校にご相談ください。
- 4 引渡しの対応について
- 学校・園において，陽性者，濃厚接触者が確認された時間帯（あるいは時刻）により，全校一斉又は学年・学級単位の引渡しを実施する場合があります。また，濃厚接触者となった児童生徒等を対象とした対応とする場合もありますので，その際にご理解とご協力をお願いします。
- 5 その他
- (1) 児童館や放課後児童クラブ等の利用や公立幼稚園の出席についても，同様の対応となります。
- (2) かぜ等の症状など，感染が疑われる状態にある場合は，早めにかかりつけ医等に相談してください。